令和5年度 JAS構造材実証支援事業(1次募集)

(採択通知後、部材調達版)



木材のチカラが、 この国の街づくりを変える。

※本資料において、令和4年度事業からの変更点は青字、重要と思われる記載 については赤字で記載しています。

事業の構成

JAS構造材活用宣言事業

活用宣言

JAS構造材に対する 活用の宣言

JAS構造材実証支援事業

活用宣言で 登録された施工者 による実証

3階以下の戸建専用住宅・事業用併用住宅 を除く建築物の実証に係るJAS構造材への支援

JAS構造材の活用に積極的な企業を

『見える化』

することで、市場の活性化を図る。

品質が明確化されたJAS構造材を 実際に使っていただき、JAS構造材に対する 利便性を感じていただくことで

『JAS構造材を継続的に利用』 していただける方を増やす。

スケジュール

JAS構造材実証支援事業では、活用宣言への登録と実証支援事業での事業申請と助成金交付申請の手続きが必要です。

活用宣言事業

1) 活用宣言への登録 <宣言様式1号及び宣言様式2号>

受付期間 令和5年4月3日(月) ~ 令和6年3月22日(金)

実証支援事業(活用宣言で登録された施工者等が申請できます。)

- 2) 事業申請(事業へのエントリー) <様式第1号>
 - 一次募集受付期間 令和5年5月8日(月) ~ **令和5年6月2日(金)(必着)**※予算の都合等で期日前に締め切る場合があります。
- 3) 助成金交付申請(使用したJAS構造材に応じた助成金の申請) <様式第6号>
 - 一次募集受付締切り 令和5年9月29日(金)(必着)

JAS構造材活用宣言事業

宣言様式1号、宣言様式1号(付表)、宣言様式2号、会社情報を (一社)全国木材組合連合会に送付登録したあと、宣言様式4号を自社のホームページに掲載または印刷して事務所に掲示する。

宣言事業の募集概要

■対象者

木造建築物の施工関係者 (施主、設計者、施工者、木材関連事業者)

※ 既に登録事業者の方は改めての申請はいりません(なお、登録から3年経過 した事業者の方は、事業申請時に新たな目標を策定し提出してください。)

■提出する資料

- JAS構造材活用宣言事業者登録申請書(宣言様式1号)
- 誓約書(宣言様式2号)
- 提出企業の概要がわかる資料(会社概要、履歴事項全部証明書、 会社紹介のパンフレットなど)

■募集期限

令和5年4月3日~令和6年3月22日

■提出先

一般社団法人 全国木材組合連合会

(宣言様式1)

令和 年 月 日

IAS構造材活用宣言事業者登録申請書

一般社団法人全国木材組合連合会 会長 菅野 康則 殿

住所:

会社名:

代表者名:

宣言

当社は、確かな性能が表示されているJAS構造材の普及と利用 を行うことを宣言するとともに、業務の実施にあたって、

目標 令和 年 月までに (3年後の目標)

に向けて努力することとします。

上記の登録を申請します。

なお、このことについて一般社団法人全国木材組合連合会が設置するホームページ (https://www.jas-kouzouzai.jp) で、当社の連絡先等が公開されることを了解します。

・宣言文について

JAS構造材の利用量の拡大等を、 イメージできるキャッチコピーを作成してください。

例(1)(工務店の場合)

「JAS構造材 利用率アップ!!」

例②(設計事務所の場合)

「無垢ファースト設計!」

例③(製材工場の場合)

「JAS構造材増産宣言!」

例(4)(木材流通業者の場合)

「JAS構造材常時取り扱っています」

例(5)(発注者の場合)

「JAS構造材(CLT)を使った倉庫建設宣言」

・目標について 3年程度の期間の具体的な数値目標を明記する。 例)「JAS構造材を使った〇〇を5棟以上建築」など

■JAS構造材活用宣言事業者登録申請書②

			and the same same
1.基本情報(必須)			
事業者名 ※			
代表者名			
住所 ※ 〒 -		(住所を記入)	
連絡先 TEL:		FAX:	
2-1. JAS構造材供給事業	老企	業権部	
担当者名または担当部署名	多速	米旧和	
連絡先 ※		TEL:	FAX:
XEMPL.		E-Mail:	
業種 (選択)	፠	□製材業 □木材市場業 □ □その他(流通業 □プレカット業
JAS対応品種 (選択)	遊	□機械等級区分構造用製材 □構造用集成材 □LVL	□枠組壁工法構造用製材
対応樹種	*		
対応可能地域(県名)注2	*	*	
合法木材供給事業者	፠	登録No. (登録がある者は記	入してください)
CW法の登録木材関連事業者	*	登録No. (登録がある場合は	ご記入ください)
森林認証制度 CoC 認定取得者	*	登録No. (登録がある場合は	ご記入ください)
その他 PR	3 6	8	
2-2. JAS構造材利用事業 担当者名または担当部署名	者企	業情報	
連絡先	*	TEL:	FAX:
		E-mail:	
業種(選択)	*	□建築物発注者 □設計者 □その他(□施工者
対応可能地域 (県単位)	*		
CW法の登録木材関連事業者	*	登録Na. (登録がある場合は	ご記入ください)
森林認証制度 CoC 認定取得者	*	登録Na. (登録がある場合は	ご記入ください)
	*	(アピールしたいことをご記	3 ノ が さい)

・基本情報は必ず明記してください。 「事業者名」、「代表者名」、「住所」、 「電話番号・FAX番号」

・事業者の主な業態によって「2-1.供給事業者企業情報」か、「2-2.利用事業者企業情報」を選択して明記してください。 (両方当てはまる場合は兼用も可)

	業態
	製材業
供給事業者	木材市場業
供和尹未有	流通業
	プレカット業
	建築物発注者
利用事業者	設計者
	施工者

P.7

(宣言様式4)

JAS構造材活用宣言

登録年月日:令和 年 月 日

宣言事業者 No.:

住所 : 会社名 : 代表者名:

宣言

-

当社は、確かな性能が表示されているJAS構造材の普及と利用を行うことを宣言するとともに、業務の実施にあたって、

目標 令和 年 月までに

に向けて努力することとします。

登録の通知 (様式3号=宣言事業者Noが 入った審査結果通知書)が届いたら、 宣言事業者が自ら様式4号に移記して

自社のホームページに掲載

または

印刷して事務所に掲示する。

JAS構造材実証支援事業

JAS構造材とは

本事業では次の7つのJAS構造材の普及及び建築物の 構造部材として実際に使用していただくことを目的としています。

- 1 機械等級区分構造用製材(以下「機械等級製材」)
- 2 枠組壁工法構造用製材 及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材(以下「2×4製材」)
- 3 直交集成板(以下「CLT」)
- 4 構造用集成材
- 5 構造用単板積層材(以下「構造用LVL」)
- 6 構造用合板
- 7 構造用パネル

事業概要:対象事業者

本事業に申請できるのは実証事業の対象物件の建築業者であり、 以下の条件を 全て満たした施工者とします。

建築工事業または大工工事業の建設業の許可を受けた法人格を有する事業者

- ア)JAS構造材活用宣言事業で登録を受けた事業者
- イ)実証事業の内容を行う意思と具体的な計画を持ち、事業を的確に実施 できる事業者
- ウ) 実証事業の経理その他の事務について適切な管理体制と処理能力を もつ事業者
- エ) 独占禁止法の排除措置命令や課徴金納付命令を受けていない事業者
- オ) 建築確認申請書または建築工事届で施工者と確認できる事業者 またはその事業者から本事業を申請する権利を委譲された事業者

事業概要:対象事業者(3件以上申請)

実証事業を3件以上申請できる者は、3件目の事業申請をするまでに、以下の条件を全て満たした施工者とします。

- カ) クリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)に 基づき同法の登録実施機関から登録を受けた事業者であること
- キ)次のいずれかの要件を満たすこと
 - ・ 木材SCM(サプライチェーンマネージメント)支援システム「もりんく」の登録を 受けた事業者
 - ・ 山元の素材生産事業者等と安定供給などの協定を締結したJAS構造材生 産施設を有する宣言事業者と共同申請する事業者
 - 都市の木造化推進法の建築物利用促進協定の締結(建築物木材利用促進協定を締結した団体に属するのみでは該当しません。)
 - 建築物木材利用促進協定を締結した宣言事業者との共同申請

申請の上限について

※ 建築確認申請での用途区分が「長屋」又は「共同住宅」の場合、一者当たりの申請数 の上限は5件までとします。

事業概要:対象物件

本事業は新築及び増改築を行う建築物のうち、建築確認申請または建築工事届を提出し、 以下の条件を全て満たす物件とする

- ア) 建築確認申請書又は建築工事届の建築主が国に該当せず、建築物の用途が本事業 の規定に沿う建築物
- イ) 3階以下の戸建て居住専用住宅および事業用併用住宅を除く建築物
- ウ) 建築物において基礎より上部の躯体部分の建築工事に、本事業以外の国、地方公共団体、公的機関からの補助・助成を受けていない建築物(国の資金が含まれない地方公共団体の財源による単独事業の助成は可)
- エ) 助成対象の床面積(4階建て未満の建築物の非木造部分を除く。)が10㎡を超える 建築物
- オ) 指定する構造部位でJAS構造材を使用した建築物
- カ) 建築主が事業の成果の公表に同意した建築物
- キ) 林野庁が作成した「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイド ライン」により施工者が炭素貯蔵量を算出する建築物

事業概要: 助成対象の建築物、木材の考え方(1)

手順① 建築物の建築階数、建築確認申請の用途区分を確認する

		建築物	の階数	7
建築物又は建築物の部分の用途の区分	用途番号	4階以上	4階未満	7
一戸建ての住宅	08010	0	×	×
長屋	08020	0	0	×
共同住宅	08030	0	0	×
寄宿舍	08040	0	0	7
下宿	08050	0	0	7
住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060	0	×	×
幼稚园		0	0	<u> </u>
・・の餌その他これに類するもの	08150]
美術館その他これに類するもの	08152	0	0	
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160	×	×	*
老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	08170	0	0	
保育正之	**	0	0	
				_
建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320	0	0	7
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330	Δ	Δ	×
工場(自動車 <u>修理工場を</u> 除く。)	08340	0	0	
、カノエー、ファ (VII/)ー	00000	107		=
ダンスホール	08590	0	0	1
個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休				
憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類	08600	×	×	×
するもの				34.51
卸売市場	08610	0	0	٦.
		-		_
の出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)				
その他	08990	Δ	Δ	×

用途区分による対照表については、事業のホームページに 掲載しています。

※特に注意すべき項目について左記のとおり抜粋した。

- ※1 4階未満の戸建て住宅、兼用住宅及び事業用併用住宅は本事業の対象としません。
- ※2 本事業の対象となりますが、1事業者あたり上限値があります。
- ※3 本事業の対象としません。
- ※4 国の施設は対象としません。
- ※5 個別に相談して下さい。

事業概要: 助成対象の建築物、木材の考え方(2)

手順② 建築物を助成対象とするための条件を確認する

指定する構造耐力上主要な部分(以下「構造部」)の全部または一部に次のうち1つ以上のJAS構造材の品目を使用する。

- 機械等級製材
- 2×4製材
- 構造用集成材
- · 構造用LVL
- CLT

→ 指定する構造部

- ・ 『機械等級製材』→ 構造部の柱、梁桁、トラス、土台
- ・『2×4製材』『CLT』『構造用集成材』『構造用LVL』 → 構造部の柱、壁、床、屋根、横架材

事業概要:助成対象の建築物、木材の考え方(3)

手順③ 対象となった建築物を階毎に『助成対象階』か非かを区分する

『JAS構造材』を構造材として使用している階のみが『助成対象階』となります。

手順④『JAS構造材』の助成対象の木材を特定する

『助成対象階』で使用された『JAS構造材』が助成対象となります。

- ◇ JAS構造材
 - 機械等級製材(併用される目視等級製材(乾燥材)を含む。)
 - 2×4製材
 - 構造用集成材
 - 構造用LVL
 - CLT
 - 構造用合板
 - 構造用パネル

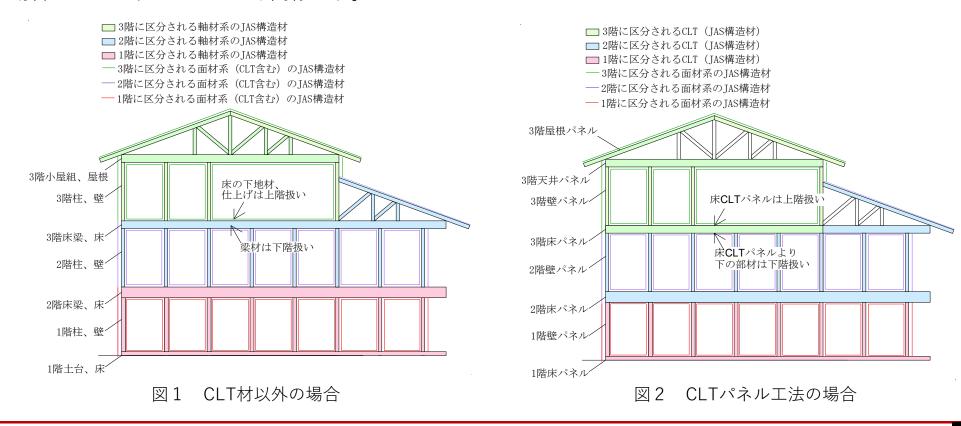
事業概要: 助成対象の建築物、木材の考え方(4)

助成対象階の考え方は、CLT材とそれ以外の部材で考え方が異なります。

CLTパネル工法以外の場合は、図1のとおり2階床梁から下の部材は1階部分、3階床梁から下の部材は2階部分、それより上の部材が3階に含まれます。ただし、下屋になっている場合は、下屋部分の直下の階に含まれます。

一方、CLTパネル工法の場合は、図2のとおり1階壁パネルより下の部材は1階部分、2階壁パネルより下の部材は2階部分、それより上の部材が3階に含まれます。下屋の場合は、CLTパネル工法以外の場合と同じく下屋部分の直下の階に含まれます。

面材系のJAS構造材である構造用合板、構造用パネルは、図1,図2のとおりの区分方法になります。軸材に面材として用いる場合のCLTパネルについても同様です。



事業概要: 助成対象の建築物、木材の考え方(5)

手順⑤ 助成対象の『JAS構造材』の使用材積を算出する

乾燥処理された表示がされている目視等級区分構造用製材(以下「目視等級製材 (乾燥処理)」については、「機械等級製材」が『JAS構造材』と区分され、「機械等 級製材」が使用された建物で用いられた場合のみ『JAS構造材』として扱います。 目視等級製材(乾燥処理)を単独で『JAS構造材』とすることはできません。

手順②で指定した構造部で使用したJAS構造材の品目は非構造部に使用したものであっても『JAS構造材』として扱います。

- 例) 手順②で機械等級区分構造用製材を柱に使用
 - → その物件の助成対象階で使用された機械等級区分構造製材は、全て『JAS 構造材』として区分される。

助成対象階で使用された『JAS構造材』の材積を品目ごとに算出します。

事業概要:助成金額の計算方法(1)

手順⑥『JAS構造材』の助成金額の計算方法を確認する

- JAS構造材として区分された『機械等級製材』および『目視等級製材(乾燥処理)』、『2×4製材』、『構造用集成材』、『構造用LVL』は、使用する(した)材積1㎡当たり66,000円の単価となります。
- JAS構造材として区分された『CLT』は、使用する(した)材積1㎡当たり140,000円の単価となります。
- JAS構造材として区分された『構造用合板』、『構造用パネル』は、調達費(木材代 +プレカット加工費+施工現場までの運搬費)の1/2が助成金額となります。

事業概要: 助成対象材積、助成金額の計算方法(2)

手順⑦ 調達費を算出する際の値引き、加工費、運搬費ついて

調達費を算出する際に、値引き、加工費、運搬費は、以下の考えに基づいて按分します。

(事業のホームページで公開している「助成金算定表」を使用して算出してください。)

- 値引き額は、値引き対象となるすべての項目に金額割合で按分します。
- 加工費、運搬費は、対象となる木材の材積に対して按分します。

加工費、運搬費に計上できる費用は、以下の項目に当てはまる経費となります。

- 加工費…プレカット工場での木材の切削、養生塗装に係る費用になります。
- 運搬費…助成対象の木材を施工現場に運搬する経費になります。

事業概要: 助成対象材積、助成金額の計算方法(3)

手順⑧ 助成額を確認する

助成額は次の表の(1)、(2)、(3)の算出結果のうち一番低い額になります。(上限額あり P21参照)

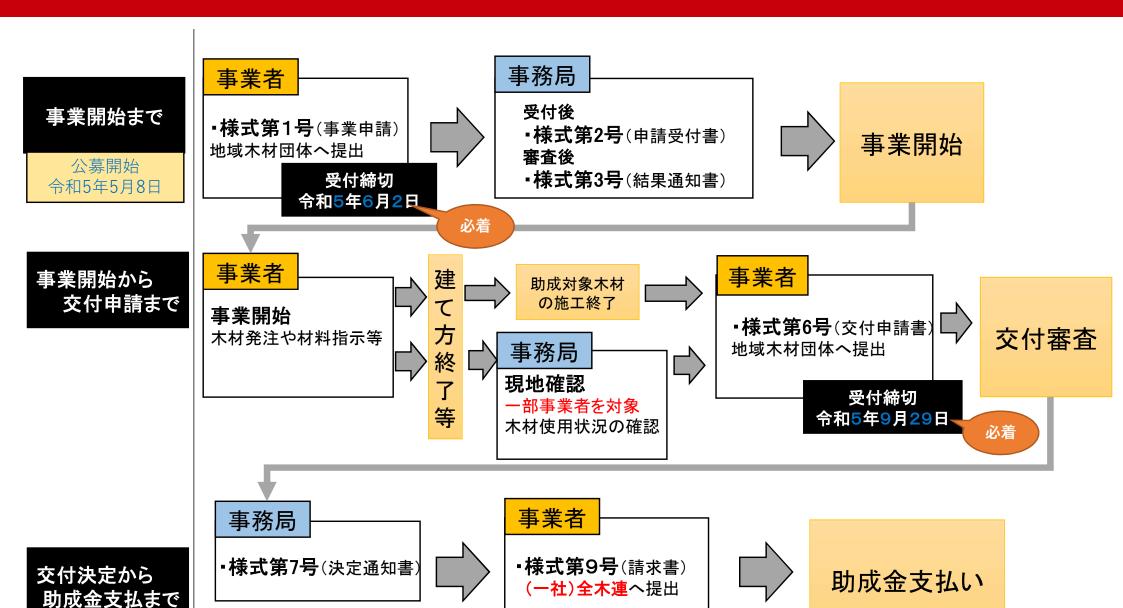
JAS構造	材の区分	(1)事業申請時算出額 ①+②+③	(2) 交付申請時算出額 ①+②+③	(3)実際の調達費 ①+②
構造用製材	助成単価	使用予定のJAS構造材の 材積の合計に左の助成単 価を乗じた金額①	使用したJAS構造材の材 積の合計に左の助成単価 を乗じた金額①	調達費(実績)の合計額①
2 × 4 製材	66,000円/㎡			
構造用集成材				
構造用LVL				
CLT	助成単価 140,000円/㎡	使用予定のCLTの材積に 左の助成単価を乗じた金 額②	使用したCLTの材積に左 の助成単価を乗じた金額 ②	
構造用合板	調達費で算出	調達費(見積)の1/2の金額③	調達費(実績)の1/2の金額③	調達費(実績)の1/2の金額②
構造用パネル				

助成上限額について (申請1件当たりの助成額の上限)

助成対象階の床面積の計が1,000㎡以上、又は助成対象階が4以上



申請の流れ



Ver.1.0

※要件を満たさない場合 様式第8号(不採択通知) 全木連からの審査結果通知書(様式第3号)の日付前に発注された木材は、助成対象外になりますのでご注意ください。

発注の際にはP35「木材調達時における 留意点」をご覧ください。

■提出先

申請する物件の住所で該当する地域木材団体

■提出物

- ①様式第1号、別添、別紙1、別紙2 JAS構造材実証支援事業申請書
- ②建築工事業又は大工工事業の建設業許可証の写し
- ③建築確認申請書のコピー(受付印があること)
- ④申請物件の助成対象となるJAS構造材 が判別可能な配置図・平面図・立面図・軸組図・梁伏せ図等
- ⑤調達費算定表(エクセルデータ)及び見積書 (JAS構造材の予定使用量、予定調達額がわかる資料)
- ⑥助成金振込先の銀行口座情報
- ⑦申請数が3件以上の事業者は、 クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者であること を示す登録証のコピー
- ⑧申請数が3件以上の事業者は、「もりんく」の登録情報、安定供給協定の締結等に関する資料および共同申請、都市の木造化推進法の建築物利用促進協定の締結又は建築物木材利用促進協定を締結した宣言事業者との共同申請

様式第1号

令和 年 月 日

JAS構造材実証支援事業申請書

一般社団法人全国木材組合連合会 会長 菅野 康則 殿

宜言	华	者No.			
会	社	名			
	住	所			
代表者	行役 耳	 故名			
	Æ	名			

当社は、JAS構造材実証支援事業助成金公募要領に基づき、下記物件について必要な資料を 添えて実証支援事業に申請します。

記

1. 物件の概要

 物件の名称 建築確認申請書に記載されている名称) 	
2. 物件の所在地 (建築確認申請書に記載されている住所)	
3. 事業担当者の所属・氏名	
4. 事業担当者の連絡先	干 住所: Tel: Fax: E-mail:
5. 共同申請者の有無 (☑印)	※「あり」の場合、「様式第1号(共同申請)」に必要事項を記載し提出 □ あり

別添のとおり

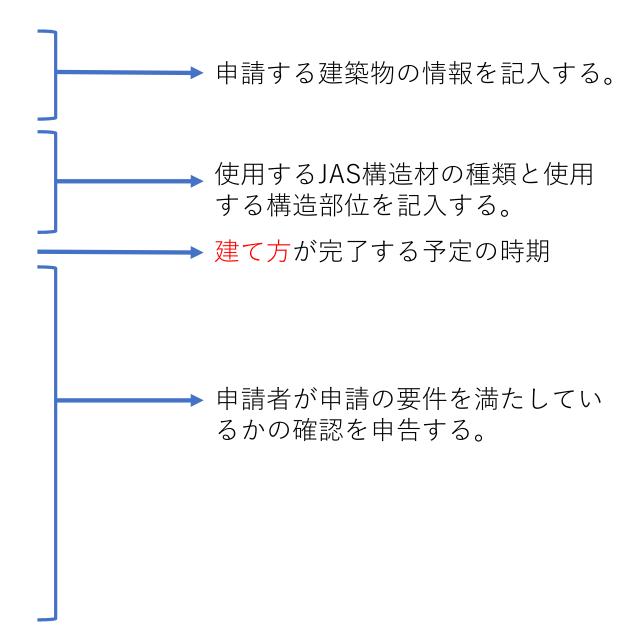
2. 付属資料

受付締切 令和5年6月2日(必着)

- ※申請者が委譲を受けた者の場合、委譲書及び当該物件の施工者との関係がわかる資料(契約書等)
- ※物件の名称は、建築確認申請書の建築物等の名称と同一とする。

I:事業申請一別添

	事業番号	申請時	空欄(马	F 梨	申請·	受付後	に決	定し	ます。)						
	事業者名	0						_								
	物件名	0														
	建築確認申請の	用途	番号:													
	物件の用途		用途:		,,,,,,,,,,,,						enemm					
5. 1	物件の階数	_	地上:			(階	T	地下	:				- 1	階	
	LACTOR SANCTON	-	認申請	のを	Eベは	面積	-	_							m ²	
5. 5	近べ床面積	the state of the state of	事業対象		inomon	ALL PROPERTY.	i							-	m ²	Y
7. 4	使用するJAS構造材	の種類別	び仲田	4	ち機器	-部	_								-	_
	等級区分構造用製 材	_					梁桁	П	トラ	ス	П		±1	4		
細	壁工法構造用製材								床		屋枝			横梦	農材	
	用集成材								床		屋村			横梦		
非造	刊単板積層材 (LV	VL)			柱		壁		床		屋柱			横梦	農材	
交	楽成板 (CLT)			_			壁		床		屋柱	Ę		横乡	農材	
	刊合板												.11	100.00		
峰造 月	目パネル															
《枠組	B壁工法構造用製材に	‡枠組壁]	法構造	用た	て継	ぎ材を	合む									
《使用 (該当	用するすべてのJAS構 当するもの全部)の種	造材の種 種類に図を	類に図を入れる。	大木	ı, JA	S構造	材の種	類ご	とに助	成対	象木	材の	要	12	なる	帯造
esca nue	助成対象木材の建7 完了予定	月	令和		年	月	([Ŀ	I] ф			下)	旬	27
. 1	申請の要件を満たす	计確認情	報等													
7	JAS構造材活用宣	言事業者	旨に該当	L	ます。							はい	١,		W	え
1	公募要領別添1							計画	を有							
	し事業を的確に	兵施でき	る能力	を有	ilt	いまっ	r.,					はい			w	え
ウ	実証事業に係る。 体制及び処理能	経理及び 力を有し	その他の	の事す。	務に	ついて	C. id	切な	管理			はい	v		w	え
1	・「独占禁止法」! ていません。	こ基づく	排除命令	令又	は課	徵金統	内付命	令を	受け			はい	,		1.1	え
	建築確認申請の規です。											はい	١.		v.v.	え
カ	建築物の基礎よ 築主共に本事業」 を受けていません	以外に国	躯体部分や地方の	分に公共	団体	て、!	事業申	請者助や	・建助成			はい	,		111	え
+	(カで「いいえ」 は、次の者です。		した場合	合)	補助	や助品	戈を受	ける	O			事業建築			ř	
2	(キで「事業申記 助成を受けている 金が含まれている	ますが、	その財	原に	国庫	からの	D補助	金、	助成			はい	N.		tvt.	え
7	・ (キで「建築主」 を受けています。 合まれていない。 た。	が、その	財源に	到庫	から	の補助	力金、	助成	金が			はい	,		111	え
_	申請後、建築物の 助金を受けた場合						見して	、他	の補			はい	,		111	え
) ;	3 件以上申請する場	10分は、	ケ欄よき	2.#	ナス								_		_	
(1)		nine mention of the latest		_44			99	録年	月日	:			年	-	月	
1 /	①木材SCM支援シ				DE	*经业		, AR. 1	74 H				T	-		
	②安定供給協定							-z	e direct	105 de	10	44-1-	aut	this.		
(2)										未有	20)	共作	44	illi		
121	③都市の木造化	IE 11E 79: (/)	建築物,	1.11	利用	DE JEB	IN AE ()	和印度		i Santa						
2/	TAPAK BL L. LLEGI		c+ + +++	4:4	+ 00	and the M	於·接. 1.	O IL								
	①建築物木材利月 1)は必須、かつ	刊促進協						-			1175	7.4	7.1			



I:事業申請一別紙1

物件名:

事章者名:

2,	区 に使用する全ての木材 ティクルボード、複雑板	-		\rightarrow		彩量			国産材	1	
2,		-		- 1			m ³	0.00	m ³	1	
			の影査				m ¹		m		
J.	助成対象となる階で	とのJAS構							1965	tim"(小数点以	5位切り捨
	JAS構造材の種類			17.5		階(対象階に		****		JAS構造材の	IAS病。10 国度材使的
		1階	2階	1 3	3階	4 階	5階	6階	その他の用	使用髪の合計	IN (SERVICE)
e medicale	用製材(機械等級)			-				-			
	用製材 (目標等級)						in anna				
	1 構造用製材										
	用集成材										
造月	用LVL										L
_	集成板 (CLT)									TA DI DISTINGLIA	
适用	用合板										
一	用パネル					SEASON AND D				Section 1	
. 1	用製材 (目視等級) は 事業申請時に算定する) 算支額		構造部	に機械を	学級区分	構造用製料		単位:m		6,	
1. 1	事業申請時に算定する		村の	単		構造用数料 材積×単f	- 単位				
(1)	事業申請時に算定する) 算定額	助成金額	村の				- 単位	単位:m/ による		位切り捨て)氏	
(1)	事業中請時に算定する) 資之額 JAS構造材の種類	助成金額	村の				- 単位	単位:m/ による		位切り捨て)氏	
(1)	事業申請時に算定する) 資定額 JAS構造材の種類 発述用製材(機能等級)	助成金額	村の				- 単位	単位:m/ による		位切り捨て)氏	
(1) 模模(2) 概	事業申請時に算定する) 算定額 JAS構造材の種類 廃造用製材 (機械等級) 廃造用製材 (機械等級)	助成金額	村の	4			- 単位	単位:m/ による		位切り捨て)氏	
(1) 編編2編	事業申請時に算定する) 算支額 JAS構造材の種類 廃造用型材(機械等級) 廃造用型材(日投等級) 2×4 構造用製材	助成金額	村の	4	佐		- 単位	単位:m/ による		位切り捨て)氏	
1. (1) 様様2 株様	事業申請時に算定する) 算定額 JAS標油材の種類 減過用製材 (機械等級) 減過用製材 (機械等級) 減過用製材 (目視等級) 2×4 構造用製材	助成金額	村の	4	佐		- 単位	単位:m/ による		位切り捨て)氏	
1. (1) 模模之故 6	事業申請時に算定する) 算定額 JAS構造材の種類 構造用製材 (機械等級) 構造用製材 (目標等級) 2×4 構造用製材 構造用型材 構造用型材 構造用し V L 小 計	助成金額	村の	щ	£5,000		- 単位	単位:m/ による		位切り捨て)氏	
(1) 網網2網標	事業申請時に算定する) 資定額 JAS構造材の種類 構造用製材 (機械等級) 構造用製材 (目視等級) 2×4 構造用製材 構造用製材 構造用製材 構造用製材 構造用製材 構造用製材 構造用製材 の 計	助成金額	村の	# 66	佐	材積×単位	- 単位	単位:m/ による		位切り捨て)氏	
3. (1) 網網之機構	事業申請時に算定する) 算定額 JAS構造材の種類 構造用製材 (機械等級) 構造用製材 (目標等級) 2×4 構造用製材 構造用型材 構造用型材 構造用し V L 小 計	助成金額	対のの合計	# 66	£ 6,000	材積×単化	5 単位 金倉	単位:m/ による		位切り捨て)氏	
3. (1) 網線之機構 面 網	事業申請時に算定する) 資定額 JAS構造材の種類 構造用製材 (機械等級) 構造用製材 (目視等級) 2×4 構造用製材 構造用製材 構造用製材 構造用製材 構造用製材 構造用製材 構造用製材 の 計	助成金額 JAS博達使用壁点	対のの合計	# 66	低 6,000 0,000 同連費の	材積×単化	5 単位 金倉	単位:m/による 病計①	(小数点以下5	位切り捨て)氏	

- ※「調達費算定表」に収録されております。作業手順として は「事業申請入力データ」の記入が先になります。
- ※赤いセル部分は入力する必要がありますが、その他の部分 は調達費算定表に入力されたデータが反映されます。

➤ パーティクルボード、繊維板を除いた木材の 総量を記入する。

上記の材料を使っていない場合にはすべての 木材の総量と同じ数値になる。

JAS構造材の種類別に、使用する予定の階ごとに〇を付ける。(プルダウンで選択します。)

I:事業申請一別紙2

別紙2		2002			
JAS機造材:	東証支援事業に係る確認及び同	意書			
	14	合和	年	月	H
(事業申請者の名称及び代表者氏名)					
名称:					
代表者氏名:		様			
	(建築主の住所・氏名等)				
	住所:				
	氏名:				(A)

物件の名称

(建築確認申請書の物件名)

1. 事業申請者がJAS構造材実証支援事業(以下「実証事業」という。) に事業申請する上記物件に ついて、建築物の基礎より上部の躯体部分に関して、この事業以外に国の補助金、助成金等(地方公 共団体その他の公的機関等が国の補助金等を受けて実施するものを含む。以下「国の補助金等」とい う。) を受けていません。今後、受ける予定もありません。

もし、国の補助金等を受けた場合には速やかに事業申請者を通して全国木材組合連合会(以下「全 木連」という。)に報告します。

「はい」の場合は右にチェック [

なお、以下の地方公共団体その他の公的機関等による補助金、助成金等を受けた、又は受ける予定 がありますが、国の補助金等が含まれていないことについて、添付した当該補助金、助成金等の交付 の主体の資料等により確認しています。

補助金等名:

補助金等の交付の主体:

原国の補助金等が含まれていないことに関する当該補助金、助成金等の交付の主体の資料を添付 すること。

2. 1 に反して、国の補助金等を受けたことが判明した場合は、交付決定の取り消し又は補助金の返還となることを理解しました。

「はい」の場合は右にチェック

3. 全木連が、実証事業を利用して建築した建築物について、建築物の外観、構造材の使用状況、使 用した木材等を示す写真、設計図面、使用した木材の種類や使用量、工法、仕様、面積等建築物に係 る基本情報について、無償で報告書、広報誌、白書、パンフレット、ホームページ等で公開すること があることに対し同意します。

「はい」の場合は右にチェック「

4. 全木連が必要に応じて、実証事業を利用して建築する建築物について、施工中又は工事完了時に 現地を確認することに同意します。

「はい」の場合は右にチェック []

申請する物件について、**建築主**に建築費に 対する補助金の利用の有無を確認していた だくともに、<u>実証事業の結果の利用・公</u> 表や現地確認のための立入等について同意 いただいた確認及び同意書(本様式に建築 主が記入し署名・押印したもの)を事業申 請者あてに提出していただき、事業申請者 はその写しを提出する。(原本は事業申請 者が保管しておく。)

地方公共団体単独補助で国の補助金等が含まれていないことを交付の主体の資料から確認した場合、当該資料(写し)を提出してください。

I:事業申請一共同申請

様式第1号(共同申請)

共同申請者共同申請者連携②連携②宣言事業者No.宣言事業者No.事業者名事業者名代表者職名・氏名印代表者職名・氏名

印

即

印

 共同申請者
 共同申請者

 連携③
 連携④

 宣言事業者No.
 宣言事業者No.

 事業者名
 事業者名

 代表者職名・氏名
 印

 共同申請者
 共同申請者

 連携⑤
 連携⑥

 宣言事業者No.
 宣言事業者No.

 事業者名
 事業者名

 代表者職名・氏名
 印

3件以上申請する事業者で安定供給協定 の締結による場合は、JAS構造材の生産者 と本様式により共同申請してください。 (それ以外の場合は必要ありません。)

I:事業申請:提出図面の凡例

■凡例マーカー

凡例マーカーは、図面の種類ごとに下記のものとしてください。

適用	凡例マーカーの例	部位	作図方法
平面図	0	柱材等	該当する柱材等を丸で囲う。
		CLT壁等	CLT壁等に着色する。
		構造用合板等	壁の表裏面に描く。
梁伏図		梁、土台等	梁や土台等に着色する。
土台伏図軸組図		構造用合板等 CLT床・壁等	面材平面をハッチングで描く。
		構造用合板等	軸組図の場合、壁・水平構面の表裏面に描く。

凡例の色分けは、物件ごと、JASの種類ごとに統一した色としてください。

色の種類	JAS構造材	色の種類	JAS構造材
	機械等級製材		構造用LVL
0	目視等級製材		CLT
	2×4製材	——— ///////	構造用合板
0	構造用集成材		構造用パネル

■材料名の表記

- ・材料名はJASの種類が分かるように記載してください。
 - 例)JAS構造材:機械等級製材スギE70
- ・目視等級製材は、乾燥処理の種類を記入してください。

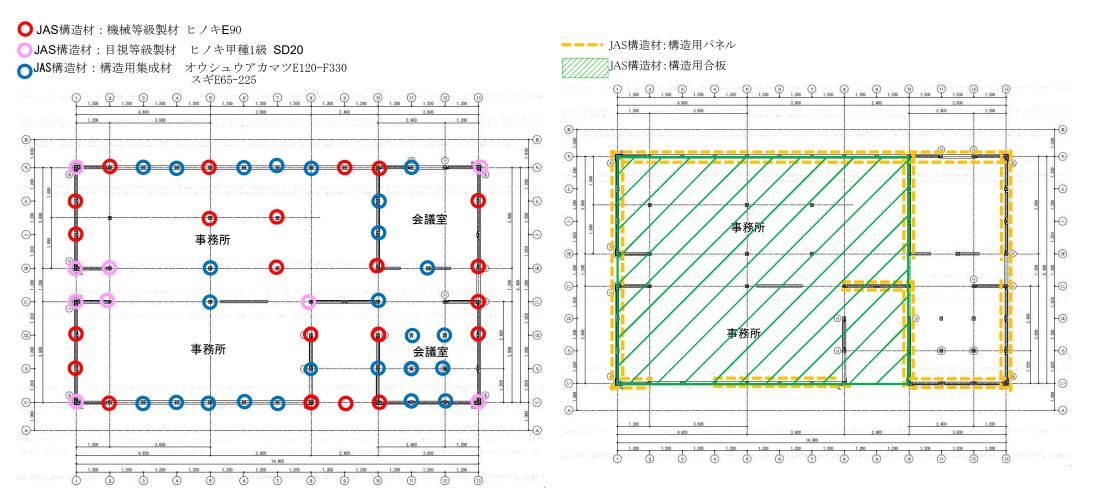


図 軸組構法等の平面図の例

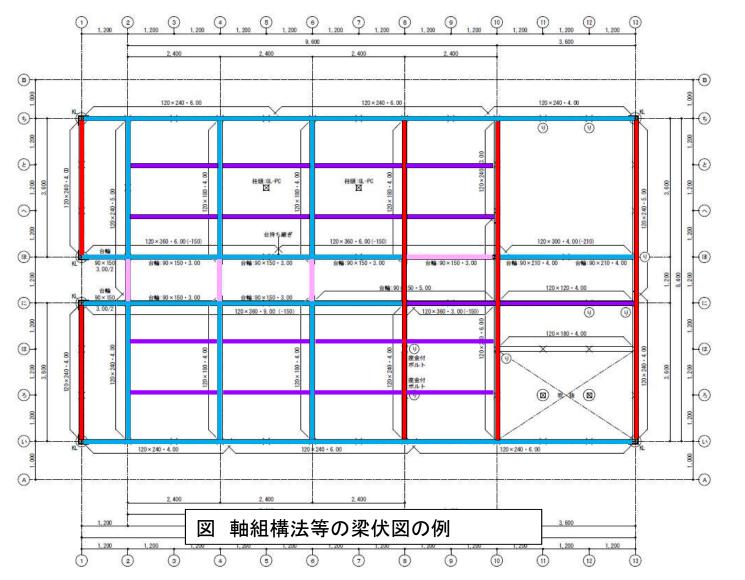
I:事業申請:提出図面(伏せ図の場合)

JAS構造材:機械等級製材 ヒノキ**E**90

JAS構造材:スギ集成材E105-F255

「JAS構造材:目視等級製材 ヒノキ1級 SD20

JAS構造材:カラマツ構造用LVL 140E



I:事業申請:見積書

令和5年4月1日

5見積書 (表紙と明細を合わせて提出する。)

見積書

樹種を明記する。 SPF, RW, WW 等でも可

JAS構造材建設株式会社 御中

下記のとおり御見積もり申し上げます。

目視等級については乾燥 処理の表示が必要となり ます。 (SD20等)

件 名: 全木連事務所 新築工事

期: 別途お打ち合わせ

見積有効期限 : 令和2年4月末

株式会社 全木プレカット 埼玉県●●市●●-●

tel 048----

金 額

3,800,000

(税抜)

【記入項目】

☆は必須

☆部位

☆樹種

☆階数

☆JASの区分 ☆JASの等級

寸法

☆数量

☆金額

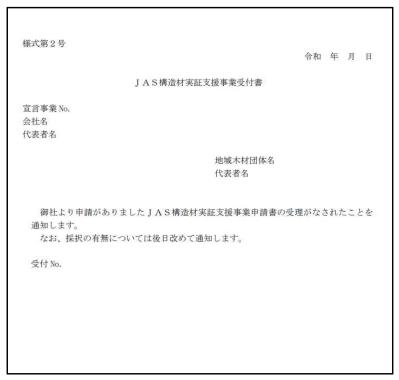
☆材積

亚口	to It		規格、仕様			数量	単価	金額	材積	/#. ** .
番号	名称	樹種	種類、等級	寸法(mm)	(枚)	(円/枚)	(円)	(m ³)	備考
1	柱	ヒノキ	JAS機械等級製材/E90	105 × 105 ×	< 2790	38	***	***	***	
2	柱	ヒノキ	JAS機械等級製材/E90	105 × 105 ×	< 2950	9	***	***	***	
3	柱	ヒノキ	JAS機械等級製材/E90	105 × 105 ×	< 2950	19	***	***	***	
4	柱	ヒノキ	JAS機械等級製材/E90	105 × 105 ×	< 2400	2	***	***	***	
5	柱	ヒノキ	JAS目視等級製材/1級SD20	105 × 105 ×	< 2700	18	***	***	***	
6	土台	ヒノキ	JAS目視等級製材/1級SD20	105 × 105 ×	3050	50	***	***	***	
7	梁	スギ	JAS構造用集成材/E70-F225	105 × 210 ×	< 2500	42	***	***	***	
8	梁	スギ	JAS構造用集成材/E70-F225	105 × 210 ×	4000	65	***	***	***	
9	梁	スギ	JAS構造用集成材/E70-F225	105 × 120 ×	< 2500	67	***	***	***	
10	梁	スギ	JAS構造用集成材/E70-F225	105 × 120 ×	4000	67	***	***	***	
11	大引き	ヒノキ	製材/無等級	105 × 105 ×	3050		×××	×××	***	
		EZZ		105 × 10-	2050		×××	***	***	
88	鉛直構面	ラーチ	JAS構造用合板/特類1級C-D	1820 × 910 ×	< 12	140	***	***	***	
89	鉛直構面	ラーチ	JAS構造用合板/特類1級C-D	1820 × 910 ×	< 12	4	***	***	***	
90	プレカット基本料					1式	***	***	***	
91	構造材プレカット費		JASであること、	JASの筝		12	***	** *	* **	
92	羽柄材プレカット費		級を明示してくださ	•		15	***	***	***	
93	送料			•		1式	***	***	***	
94	値引き		備考欄に記入でもす	10 0			***	***	***	
			슴 計					* **	***	

Ver.1.0 P.33

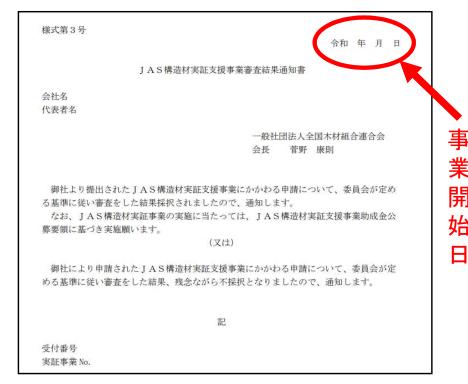
Ⅱ:事務局からの通知

■ 様式第2号 JAS構造材実証支援事業受付書



事業申請を受け付けたことを 地域木材団体から通知いたします。 事業の採択の可否については、様式 第3号で連絡いたします。

■ 様式第3号 JAS構造材実証支援事業審査結果通知書



採択結果の通知になります。

この通知に記載された日から事業開始 となります。

この日以降に発注された木材が助成の 対象となります。

Ver.1.0 P.34

●木材調達時における留意点

交付申請時に、合法伐採木材の証明書を提出しなければならないため、調達時に合法性が確認できるものであるかについて確認が必要。

- ・施工者または購入先がクリーンウッド法の登録事業者等であり、調達時に合法木材であることが確認できれば問題ない。
- ・図1のように登録事業者等から直に納品される場合は、商流で流通業者が間に入っていても問題ないが図2のように間に登録されていない業者が入る場合は認められない。
- ・交付申請時には、出荷証明書、納品書、請求書等でその現場に使われた対象の木材の合 法性が確認できる書類を提出すること。



図1. 合法性が<mark>確認できる</mark>例 (施工者、流通業者が登録業者でない場合)



図2. 合法性が確認できない例 (施工者、流通業者が登録業者でない場合)



クリーンウッド法の登録木材関連事業者等

- ■写真撮影(※詳しくは事業のホームページの「写真撮影の手引き」を参照してください。)
- ① 荷受け検収写真

材料を現場に荷受けした際の写真 検収ごと(トラックでの搬入の場合はトラックごと)に撮影

② 施工写真

助成対象木材の写真を撮影

- JAS構造材の種類ごと、部材種ごと(柱、梁、壁、床等)に撮影
 JASマークのあるものは、JASマークがわかるようにアップのものも撮る。
- 施工状態がわかるように、内観の全体 図がわかるような写真を、黒板無しで 撮影

写真により確認できない部材は助成できない場合があります。

工事名は、事業申請書の物件の名称としてください。



写真 施工写真の例

■JASマーク撮影の例

① 機械等級区分構造用製材



② 枠組壁工法構造用製材



③ 構造用集成材



4構造用合板



- ■写真撮影(※)
- ③ 建て方完了後に建物の全景写真(2方向から) 黒板があるものと、ないものをそれぞれ撮影
- ■交付申請書の書類作成 揃えられる書類は、建て方終了後ではなく、 事業実行中に作成してください(例:写真)。

※ i ~ iii のかかれた黒板とともに撮影(i)工事名、(ii)撮影日時、(iii)部材種



写真 建物の全景写真の例

事務局および地方木材団体は、

一部の実証支援事業において、 現地で建て方完了後のJAS構造材の利用状況を確認させていただきます。

現地確認の対象事業者には、 事務局又は地方木材団体から連絡させていただきます。

現地確認の対象となった際は、 確認可能な日の連絡、現場の調整等など、ご協力をお願いします。

■提出先

申請する物件の住所で該当する地域木材団体

- ■提出物
- ①様式第6号 JAS構造材実証支援事業助成金交付申請書 別添 JAS構造材実証支援事業助成金交付申請書付属資料 別紙 助成対象木材の明細及び交付申請書 様式第6号-2 JAS構造材実証支援事業報告書 様式第6号(共同申請) 3件以上の申請の場合
- ②助成対象JAS構造材の実調達費がわかる資料 (請求書、領収書及びその内訳が記載された明細書等)
- ③調達費算定表(エクセルデータ) JAS構造材の使用量及び調達額がわかる資料
- ④審査結果通知書の日付以降に材料発注がされたことがわかる資料 (発注書、材料指示書及びその明細書等。発注請書では代用不可。)
- ⑤合法伐採木材であることがわかる資料
 - ・合法伐採証明書及び登録証等の写し。
 - ・申請者が登録業者でない場合には、供給フロ一図、供給者の登録 証等及び合法伐採木材を証明した請求書、出荷証明書又は納品書)
- ⑥建築確認済証及び事業申請時に提出した建築確認申請書又は 建築工事届に変更があった場合、変更後の建築確認申請書又は 建築工事届の写し

一般社団法人全国木材組合連合会 会長 菅野 康則 殿 宣言事	
	帯・サバ
	来有NO. 社 名
24	住 所
代表者	皆役職名
	氏名
火払は アカトルレー・アンボ	と次列とようで明子人の大仏と由注1 ナナ
当社は、下記物件について必要	な資料を添えて助成金の交付を申請します。
1.物件の概要	
事業番号	
争来做写	
1.物件の名称	
2. 物件の所在地	
. 1011 1277 [276	
3. 事業担当者の所属・氏名	
34	₹
A	:所:
4. 事業担当者の連絡先	7.78.71.70 VS
The state of the s	el: Fax:
	-mail: 《「あり」の場合、「様式6号(共同申請)」に必要事項を記載し提出
= 11 Habitate and take (marks)	(一のり」の物目、「飲べりり(米四中間)」に必要事項を記載したは
5. 共同申請者の有無(図印)	□ あり

受付締切

令和5年9月29日(必着)

⑦申請物件の助成対象となるJAS構造材が判別可能な配置図、 平面図・立面図・軸組図・梁伏せ図等(変更があった場合は明記する こと)

⑧工事記録写真

- a. 材料荷受け時の検収写真(検収毎)
- b. 助成対象木材のJAS構造材の種類ごと、部材種ごとの写真 (JAS構造材の種類ごと、部材種ごとに1枚以上)
- c. 建て方終了時に建物の全景写真(2方向から)
- d. 施工状態がわかるように、各階の内観の全体像がわかる写真

について(i)工事名、(ii)撮影日時、(iii)部材種を記載した黒板とともに撮影したもの)

- ⑨建築物に利用した木材の炭素貯蔵量を示す書面
- ⑩その他事務局が助成金の査定に必要な資料

パーティクルボード、繊維板を除いた木材の総量を記入します。

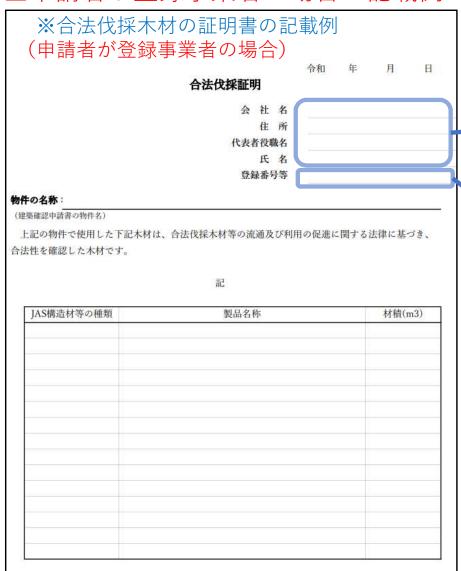
上記の材料を使っていない場合にはすべての木材の総量 と同じ数値になります。



	JAS構造材の種類		助	成対象となる	5階(対象階に	「〇」を入っ	h)		100000000000000000000000000000000000000	JAS構造材のうち
	JAS博坦州の便規	1階	2階	3階	4階	5階	6階	その他の階		国産材使用量
П	構造用製材(機械等級)					0.2.0.20000000000.20.2000	Androne verver			
	構造用製材(目視等級)							***************************************		
_	2×4 構造用製材							1		
事 "	構造用集成材									
業申	構造用LVL							***************************************		
中請	直交集成板(CLT)									
詞	構造用合板	AU - 1.AU						S S	AMENENENE VENENENE VENENE VE	
	構造用パネル							***************************************		
		JAS構造材使用量計								
	構造用製材(機械等級)		f				1			
	構造用製材(目視等級)									
	2×4構造用製材							***************************************		
	構造用集成材									
実	構造用 L V L									
績	直交集成板(CLT)									
	構造用合板									
	構造用バネル								hononononononononon	11011011011011011011011011011011
		JAS構造材使用量計								

JAS構造材の種類別に、使用する予定の階ごとに〇を付ける。(プルダウンで選択します。)

■申請者が登録事業者の場合の記載例



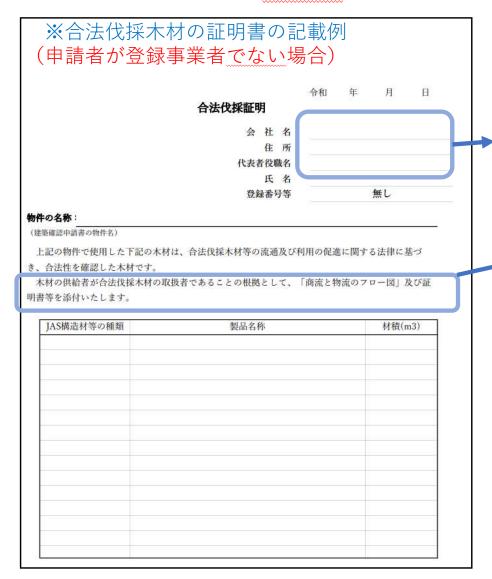
※必要な添付書類は下記のとおりです。 ①登録証等の写し

事業申請者名 義で作成して ください。

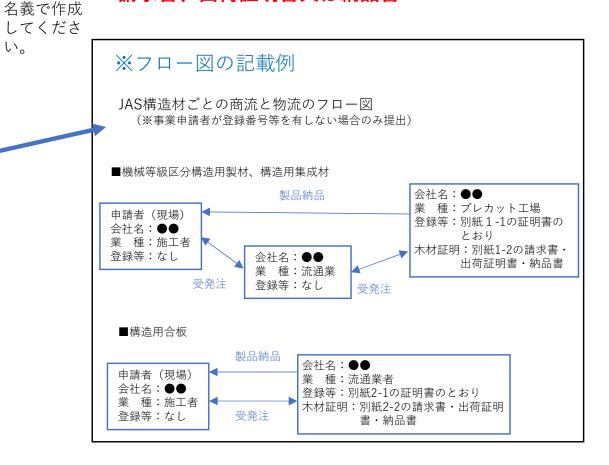
クリーンウッド法の登録木材関連事業であれば登録番号、 森林認証の認定取得事業者であれば認証番号、林野庁ガイドラインの団体認定を受けた事業者は認定番号を記載 する。

合法伐採木材の証明は、全ての申請者が提出する必要があります。

■申請者が登録事業者でない場合の記載例



- ※必要な添付書類は下記のとおりです。
 - ①下記のフロー図
 - ②合法伐採木材供給者の登録証等の写し
 - ③該当の木材が合法伐採木材であることが明記された 請求書、出荷証明書又は納品書



合法伐採木材の証明は、全ての申請者が提出する必要があります。

Ver.1.0 P.43

事業申請者

い。

様式第6号(共同申請)

 共同申請者
 共同申請者

 連携②
 連携②

 宣言事業者No.
 宣言事業者No.

 事業者名
 事業者名

 代表者職名・氏名
 印
 代表者職名・氏名

 共同申請者
 共同申請者

 連携③
 連携④

 宣言事業者No.
 宣言事業者No.

 事業者名
 事業者名

 代表者職名・氏名
 印
 代表者職名・氏名

 共同申請者
 共同申請者

 連携⑤
 連携⑥

 宣言事業者No.
 宣言事業者No.

 事業者名
 事業者名

 代表者職名・氏名
 印

3件以上申請する場合で、安定供給協定 による場合は、共同申請の書類も提出し てください。

V:交付決定·交付請求

兼式第7号							
					令和	年	月
J A	AS構造材実	証支援事業	助成金交付	決定通知	書		
会社名							
弋表者名			15717-11		Marie de la company		
			一般社団社			巨合会	
			会長	官野	康則		
御社より申請がありま 質で交付の決定がなされ なお、この金額に基づ	ましたので選	通知します。					
質で交付の決定がなされ なお、この金額に基づ	ましたので選	通知します。					
質で交付の決定がなされ	ましたので選	通知します。					
質で交付の決定がなされ なお、この金額に基づ	ましたので選	通知します。					

事務局での交付申請確認後、 交付決定通知書で助成金額を お知らせします。 交付決定通知書に記載された金額を記入して、(一社)全国木材組合連合会に直接送付してください。

Ver.1.0

物件名

請求金額

交付決定通知日

WI: 事務局からのお願い

- 審査が円滑にできるよう、申請に必要な**書類**は公募要領やチェックリストで確認し、**すべて揃えて提出**いただくようお願いします。また、資料の内容に不備、漏れのないようにしてください。
- 審査において提出書類の複写やPDF化をしますので、ホチキス止め、インデックスの貼布、両面印刷等はしないでください。
- 提出する**図面は、A3サイズ**により提出してください。

Ⅷ:その他

必ず、公募要領をお読みください。 また、申請書・資料作成では、この説明資料を参 考にしてください。

詳細はウェブサイトにて

https://www.jas-kouzouzai.jp/

JAS構造材

検索



最新情報をメールニュースにて受信できます。 (QRコードから空メールを送信にて登録)



JAS構造材実証支援事業 事務局

TEL: 03-6550-8540

FAX: 03-6550-8541

平日10:00~17:30









木材で街づくり @toshimokuzai